

令和 6 年度  
主要施策の成果に関する説明書

廿 日 市 市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、令和6年度の各部門における主要施策の成果その他予算の執行実績を次のとおり報告する。

令和7年9月

廿日市市長 松 本 太 郎

